

# 農福連携導入 **チャレンジ** 支援事業 の公募のお知らせ

## 「農福連携」に初めて取り組む農業者を 支援します。

公募期間：令和3年7月1日(木)～12月24日(金)

(注) 予算の執行状況により、期限前に募集を締め切ることがあります。

コロナ禍において、人手の確保が必要な農業者が、農福連携の取組みとして、就労系障害福祉サービス事業所に農作業を委託する際に必要な経費の一部を支援します。



### ○支援対象者（次の条件を満たす農業者等）

- ① 県内に住所地及び耕作地を有する農業者（個人、法人）又は農業者で組織する任意団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること）
- ② 農福連携に取り組んでおらず、今後、積極的な導入を検討していること
- ③ 事業実施に係る効果等について、県の調査等に協力できること

### ○助成内容

農福連携の導入にチャレンジする際に要する次の経費（定額）

- ・ 委託費用（工賃等、最大20日間程度分）
- ・ 作業指示用資材や作業補助器具作成資材、作業に要する器具、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消耗品（消毒液やマスク・ゴム手袋等）などの購入
- ・ 農福連携技術支援者等のアドバイザーへの謝礼（必要に応じ依頼） 等

最大45万円  
を助成

### 事業活用例（イメージ）

（ケース1）  
イチゴの収穫終了後の片付け作業（親株抜取等）を委託

（ケース2）  
水稻の育苗箱の洗浄作業と大豆の再選別を委託

（ケース3）  
ニラの調整作業を委託（就労支援施設に持ち込み）

（ケース4）  
山ブドウの調整作業を委託（可能であれば加工も委託）

上記は事例であり、その他、事業を活用したい農作業等があれば、県にご相談ください。

■お問い合わせ先■

富山県農業経営課(団体指導検査班) ☎076-444-3274 【担当：井上】

★詳細はウラ面へ★

## < 農福連携導入チャレンジ支援事業Q & A



「農福連携」とは、どのような取組ですか？

障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組です。



人手を必要とする「農業・農村」と就労機会を必要とする「福祉（障害者等）」双方の課題が解決できるWin-Win（相互利益）の取組として、富山県においても農業・福祉の担当部局が連携して推進しています。



農福連携の取組みと支援事業に興味がありますが、どこに相談をすればよいですか？

事業に関しては、富山県農業経営課（TEL：076-444-3274）に直接ご相談ください。

なお、農福連携のマッチング等については、県社会就労センター協議会（TEL：076-471-7950、月、火、木のみ）に農福連携コーディネーターを配置しておりますので、ご相談ができます。



助成を受けるには、どのような手続きが必要ですか？

別に定める公募要領に基づき、県に計画書を提出してください。計画内容を審査の上、事業採択を決定し、その後、補助金の交付申請の手続きをご案内します。



障害者の方にどのように作業を伝えればよいかわかりません。

本事業における支援として、農業者側での農福連携の導入に関するアドバイザーへの謝礼も対象になります。障害者の方の受け入れにあたってのポイントや作業の切り出し（細分化）等について、具体的なアドバイスを行います。



その他、事業に係る詳細は県のホームページをご確認ください。  
（右のQRコードを読み取るとホームページが見られます）

